

菊連協 理事 各位
(写) 各町内会

作成日：令和6年9月9日
作成者：総務部事務局

菊連協 令和6年9月定例理事会 議事録概要

日時：令和6年9月8日(日) 10:00~

場所：菊水地区会館

欠席：佐藤(西)、松本(西)、風間(女)、市野(女)、牧野(上)
大久保(福まち)、和田(NW)

口内の事項が協議した内容結果です。

I. 行政からの連絡事項 《伊勢所長から》

※白石区菊水町内会連絡協議会《9月定例理事会》資料を参照願います。

- 1 令和6年度共同募金運動への協力依頼について
- 2 秋の町内一斉清掃について
- 3 秋の交通安全決起集会と大型街頭啓発の開催について
- 4 除雪機購入補助制度 【資料1】
- 5 除雪ボランティアの支援制度
- (1) 小型除雪機の貸出 【資料2】
- (2) 除雪用具の貸出 【資料3】
- 6 その他

・白石警察署からのお知らせ

秋の交通安全運動の一環として旗振りによる啓蒙活動を実施しますのでご協力をお願いします。

日時：9月30日(月) 10時00分~10時30分

場所：菊水円形歩道橋上

集合場所：札幌市民直送センター 駐車場(菊水3条5丁目4-10)

その他：各連町は参加人数を26日(木)までにまちづくりセンターへ報告願います。

II. 議題

1. 総務部より

(1) 嶋崎会長からの報告

- ・白石区町内連合会連絡協議会の9月定例会は休会です。

(2) 令和6年度「町内会で抱える課題に関する意見交換会」における諸課題について

・意見交換会の進め方、諸課題の提案状況について【別紙】

・【別紙】提案のあった課題等をもとに整理し、日程調整含め（地域振興課・土木センター）準備を進める。
・追加課題、追加テーマ等あれば、9月25日（水）までに提出願います。

(3) 令和7年新年互礼会の開催について

①菊水地区新年互礼会（案）

- ・日時：令和7年1月11日（土）14時00分～16時00分
- ・場所：菊水地区会館 2F ホール
- ・当番連町：上町連合町内会

・菊水地区新年互礼会（案）の内容で、準備を進める。

②白石区新年互礼会

- ・日時：令和7年1月7日（火）16時00分～
- ・場所：アサヒビール園

2. 防災部より

・特になし

3. 女性部より

・9月13日（金）の区女連研修会に3名参加予定。
・9月24日～26日に交通安全母の会主催でスクールゾーンの街頭啓発活動を行います。

Ⅲ、関連団体より

1. 菊水地区会館運営委員会から

・特になし

2. 菊水地区福祉のまち推進センターから

・9月19日（木）10時～14時 菊水地区高齢者ふれあい交流会を菊水地区会館で開催します。

3. まちづくりネットワーク会議から

・9月23日（月・祝）10時～12時 第2回スマホ教室を開催します。
・9月26日（木）NW役員会と菊水まつり実行委員会を合同で開催します。

・10月12日(土) 12時～16時 「菊水まつり」を開催します。

4. 菊水地区民生委員・児童委員協議会から

・8月23日(金) 定例会を開催し、情報交換を行った。
・9月子育てサロンは9月10日(火) に開催します。

5. 菊水地区青少年育成委員会から

・9月7日(土) 冒険物語(見守る店スタンプラリー)を開催し56名の児童の参加があった。また、69店舗のお店がスタンプラリーに参加していただいた。
・令和7年度成人式は令和7年1月12日(日・祝) 17時～ カナモトホールで開催されます。また、成人式の司会者は菊水地区から選出される。

次回、令和6年10月定例理事会を10月13日(日) 10時～ 如何でしょうか?

・10月定例理事会は、10月13日(日) 10時～ 開催します。

IV. 今後のスケジュール

月日	曜日	開始時刻	会議名称	開催場所等
9月9日	月	11:00	理事会議事録作成・配布	菊水地区会館
10月8日	火	10:00	総務事務局会議	菊水地区会館
10月8日	火	13:30 15:00	菊連協 防災部会 福まち 役員会	菊水地区会館
10月13日	日	10:00	菊連協10月定例理事会	菊水地区会館
10月15日	火	11:00	理事会議事録作成・配布	菊水地区会館

以上

白石区菊水町内会連絡協議会

《 9 月 定 例 理 事 会 》

日 時 令和 6 年 9 月 8 日 (日) 10 : 00 ~

会 場 菊水地区会館 会議室

○ 行政からの連絡事項

1 令和 6 年度共同募金運動への協力依頼について

共同募金の協力依頼がきていますので、無理のない範囲でご協力をお願いいたします。
募集期間は 10 月 1 日から 12 月 31 日までとなっていますが、10 月 1 日 (日) から 12 月 13 日 (金) までとします。

小さい領収書は、個人からの募金に使用し、大きい領収書は、税控除を希望する法人や個人からの募金に使用してください。

2 秋の町内一斉清掃について

秋の清掃運動期間は 9 月 22 日 (日) ~ 10 月 20 日 (日) までとなっています。

つきましては、秋の一斉清掃運動期間に合わせ、菊水地区でも 10 月 13 日 (日) に実施することをご協力をお願いいたします。

なお、各連町及び単町の都合により、別の日に実施してもかまいません。

3 秋の交通安全決起大会と大型街頭啓発の開催について

日時：令和 6 年 9 月 25 日 (水) 10 時 ~ (開場 9 時 30 分)

場所：白石区民センター 区民ホール

※ 雨天時は決起大会のみ開催いたします。

※ 大会終了後、庁舎前の南郷通と環状通の歩道において、ドライバー及び歩行者・自転車利用者に、小旗による旗の波啓発を行います (約 20 分位)。

4 除雪機購入補助制度

【資料 1】

地域の除雪活動の支援として、小型除雪機の購入補助を行っています。詳細は、資料のとおり。

※ 令和 6 年 8 月 19 日 (月) 8 時 45 分から受付を開始しますが、予算に達し次第、受付を締め切ります。多数の申込みがあった際は、抽選を行う場合があります。

5 除雪ボランティアの支援制度

(1) 小型除雪機の貸出

【資料2】

地域の除雪活動の支援として、小型除雪機の貸出を行っています。貸出期間は令和6年12月上旬から令和7年3月中旬までです。詳細は資料とおり。

※ 4の「除雪機購入補助制度」との重複利用はできません。

(2) 除雪用具の貸出

【資料3】

地域で行う除雪ボランティア活動の支援として、スコップ・スノーダンプ・そり等、除雪用具の貸出を行っています。詳細は、資料のとおり。

6 その他

5 除雪ボランティアの支援制度

(1) 小型除雪機の貸出

【資料2】

地域の除雪活動の支援として、小型除雪機の貸出を行っています。貸出期間は令和6年12月上旬から令和7年3月中旬までです。詳細は資料とおり。

※ 4の「除雪機購入補助制度」との重複利用はできません。

(2) 除雪用具の貸出

【資料3】

地域で行う除雪ボランティア活動の支援として、スコップ・スノーダンプ・そり等、除雪用具の貸出を行っています。詳細は、資料のとおり。

6 その他

白石区菊水町内会連絡協議会

《 9 月 定 例 理 事 会 》

日 時 令和 6 年 9 月 8 日 (日) 10:00~
会 場 菊水地区会館 会議室

○ 行政からの連絡事項

1 令和 6 年度共同募金運動への協力依頼について

共同募金の協力依頼がきていますので、無理のない範囲でご協力をお願いいたします。
募集期間は 10 月 1 日から 12 月 31 日までとなっていますが、10 月 1 日 (日) から 12 月 13 日 (金) までとします。

小さい領収書は、個人からの募金に使用し、大きい領収書は、税控除を希望する法人や個人からの募金に使用してください。

2 秋の町内一斉清掃について

秋の清掃運動期間は 9 月 22 日 (日) ~ 10 月 20 日 (日) までとなっています。

つきましては、秋の一斉清掃運動期間に合わせ、菊水地区でも 10 月 13 日 (日) に実施することをご協力をお願いいたします。

なお、各連町及び単町の都合により、別の日に実施してもかまいません。

3 秋の交通安全決起大会と大型街頭啓発の開催について

日時：令和 6 年 9 月 25 日(水) 10 時~ (開場 9 時 30 分)

場所：白石区民センター 区民ホール

※ 雨天時は決起大会のみ開催いたします。

※ 大会終了後、庁舎前の南郷通と環状通の歩道において、ドライバー及び歩行者・自転車利用者に、小旗による旗の波啓発を行います (約 20 分位)。

4 除雪機購入補助制度

【資料 1】

地域の除雪活動の支援として、小型除雪機の購入補助を行っています。詳細は、資料のとおり。

※ 令和 6 年 8 月 19 日 (月) 8 時 45 分から受付を開始しますが、予算に達し次第、受付を締め切ります。多数の申込みがあった際は、抽選を行う場合があります。



令和6年度

除雪機械購入補助制度

についてのお知らせ

札幌市では、地域の除雪活動の支援として、除雪活動に使用する小型除雪機の購入補助を行っております。



●対象機械

安全装置が付いたハンドガイド型小型除雪機

※新品の機械のみを対象とし、中古品は対象外といたします。

また、販売業者から購入する機械のみを対象とし、個人間での売買で購入したもの等は対象外といたします。

●補助金額

購入金額の2分の1以内（上限50万円）

※消費税は購入金額に含みますが、オプションパーツや付属品、配送料等諸費用は含みません。

●補助対象

町内会又は除雪ボランティアを行う団体（NPO・ボランティア団体・地域組織等）

※個人及び企業への補助は行っておりません。

※「令和6年度小型除雪機貸出制度」との重複利用はできません。

●補助条件

- ・市道で行う地域の除雪活動を基本として使用すること。
- ・購入した除雪機械で3年間は地域の除雪活動を継続すること。
- ・実績報告書を毎冬1回、3年間提出すること。
- ・補助金の交付を受けた年度について、除雪機械を団体として購入したことがわかる書類（町内会の収支報告書等）を提出すること。

●使用例

- ・雪山で狭くなった生活道路の幅を広げる作業
- ・市が除雪対象としていない生活道路（車道又は歩道）の除雪
- ・高齢者や障がい者宅周りの除雪（福祉除雪を含む）
- ・消火栓やゴミステーション周りの除雪

●申込書類

- ・申請書（様式1）
- ・購入予定の除雪機械の見積書および仕様書（カタログ等）
- ・除雪機械により除雪を実施する場所の地図（使用目的も併記してください）

●申込方法

申請書類を下記の【お申し込み先】まで、除雪機械を購入する2週間以上前に、持参又は郵送により提出してください。

※ファックス、電子メールでは受け付けません。

●受付期間

令和6年8月19日（月）8時45分より受付開始

※予算に達し次第、受付を締め切ります。

※多数の申込みがあった際は、抽選を行う場合があります。

●注意事項

- ・作業による事故については使用者の責任となりますので、安全に十分注意してください。

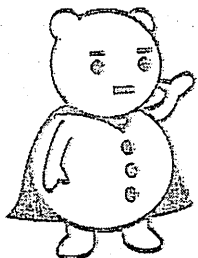
作業中の事故発生に備え、できるだけ「ボランティア活動保険」へ加入いただいた上で、作業を行ってください。

詳細については、札幌市社会福祉協議会ボランティア活動センター（TEL：011-623-4000）又は、各区の社会福祉協議会にお問い合わせください。

- ※ 町内会などの地域活動団体が申請する場合は、「札幌市地域活動保険」が令和5年7月から始まりましたので、公式ホームページをご確認ください、ご不明点については、札幌市市民自治推進課（TEL：011-211-2253）にお問い合わせください。

https://www.city.sapporo.jp/shimin/shinko/chounaikai/hint/tiikikatudouhoken_top.html

- ・除雪機械を営利目的に使用しないでください。
- ・市の除雪作業について雪置き等を理解し、支障とならないように地域の除雪作業を行ってください。
- ・補助条件を満たさなかった場合、補助金の交付後に不正が発覚した場合、その他補助が不相当と認められる場合には、交付した補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ・交付決定前に除雪機械を購入された場合は補助金を交付できません。
- ・公平性確保のため、本制度を利用した団体は、以後6年間において再び補助を受けることはできません。



(お申し込み先) 札幌市社会福祉協議会
札幌市社会福祉協議会ボランティア活動センター
札幌市中央区北一条西2丁目(市役所本庁舎8階)
TEL: 211-2632

SAPPORO



さっぽろ市
02-503-24-1521
R6-2-1062

●使用例

- ・雪山で狭くなった生活道路の幅を広げる作業
- ・市が除雪対象としていない生活道路（車道又は歩道）の除雪
- ・高齢者や障がい者宅周りの除雪（福祉除雪を含む）
- ・消火栓やゴミステーション周りの除雪

●申込書類

- ・申請書（様式1）
- ・購入予定の除雪機械の見積書および仕様書（カタログ等）
- ・除雪機械により除雪を実施する場所の地図（使用目的も併記してください）

●申込方法

申請書類を下記の【お申し込み先】まで、除雪機械を購入する2週間以上前に、持参又は郵送により提出してください。

※ファックス、電子メールでは受け付けません。

●受付期間

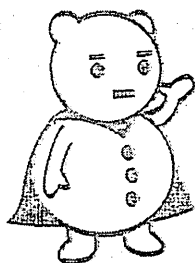
令和6年8月19日（月）8時45分より受付開始

※予算に達し次第、受付を締め切ります。

※多数の申込みがあった際は、抽選を行う場合があります。

●注意事項

- ・作業による事故については使用者の責任となりますので、安全に十分注意してください。
作業中の事故発生に備え、できるだけ「ボランティア活動保険」へ加入いただいた上で、作業を行ってください。
詳細については、札幌市社会福祉協議会ボランティア活動センター（TEL：011-623-4000）又は、各区の社会福祉協議会にお問い合わせください。
- ※ 町内会などの地域活動団体が申請する場合は、「札幌市地域活動保険」が令和5年7月から始まりましたので、公式ホームページをご確認ください、ご不明点については、札幌市市民自治推進課（TEL：011-211-2253）にお問い合わせください。
https://www.city.sapporo.jp/shimin/shinko/chounaikai/hint/tiikikatudouhoken_top.html
- ・除雪機械を営利目的に使用しないでください。
- ・市の除雪作業について雪置き等を理解し、支障とならないように地域の除雪作業を行ってください。
- ・補助条件を満たさなかった場合、補助金の交付後に不正が発覚した場合、その他補助が不適当と認められる場合には、交付した補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ・交付決定前に除雪機械を購入された場合は補助金を交付できません。
- ・公平性確保のため、本制度を利用した団体は、以後6年間において再び補助を受けることはできません。



（お申し込み先）お問い合わせ先
札幌市社会福祉協議会ボランティア活動センター
札幌市東区北一条西2丁目（市役所本庁舎5階）
TEL：211-2632

SAPP
RO



さっぽろ市
02-003-24-1521
R6-2-1062

地域で除雪活動を行う皆さまへ

資料1



令和6年度

除雪機械購入補助制度

についてのお知らせ

札幌市では、地域の除雪活動の支援として、除雪活動に使用する小型除雪機の購入補助を行っております。



●対象機械

安全装置が付いたハンドガイド型小型除雪機

※新品の機械のみを対象とし、中古品は対象外といたします。

また、販売業者から購入する機械のみを対象とし、個人間での売買で購入したもの等は対象外といたします。

●補助金額

購入金額の2分の1以内（上限50万円）

※消費税は購入金額に含みますが、オプションパーツや付属品、配送料等諸費用は含みません。

●補助対象

町内会又は除雪ボランティアを行う団体（NPO・ボランティア団体・地域組織等）

※個人及び企業への補助は行っておりません。

※「令和6年度小型除雪機貸出制度」との重複利用はできません。

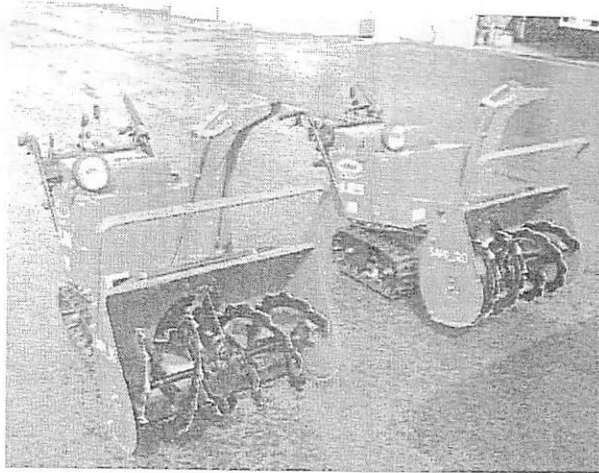
●補助条件

- ・市道で行う地域の除雪活動を基本として使用すること。
- ・購入した除雪機械で3年間は地域の除雪活動を継続すること。
- ・実績報告書を毎冬1回、3年間提出すること。
- ・補助金の交付を受けた年度について、除雪機械を団体として購入したことがわかる書類（町内会の収支報告書等）を提出すること。



小型除雪機お貸しします

札幌市では、地域の除雪活動の支援として、除雪活動に使用する小型除雪機の貸出しを行います。

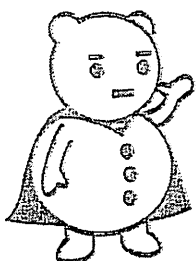


- ◆貸出機械 ハンドガイド型小型除雪機（10馬力程度）
※機種を選択はできません。
- ◆使用例
 - ・雪山で狭くなった生活道路の幅を広げる作業
 - ・市が除雪対象としていない生活道路（車道又は歩道）の除雪
 - ・高齢者や障がい者宅周りの除雪（福祉除雪を含む）
 - ・消火栓やゴミステーション周りの除雪
- ◆貸出対象
 - ・町内会
 - ・除雪ボランティアを行う団体（NPO・ボランティア団体・地域組織・企業等）※個人への貸出しは行っておりません。
※「令和6年度除雪機械購入補助制度」との重複利用はできません。
- ◆実施期間（貸出期間） 令和6年12月上旬から令和7年3月中旬まで
※除雪機の配送日及び回収日は別途調整させていただきます。
- ◆貸出件数 40件
- ◆貸出費用 無償
※燃料等の消耗品に係る費用及びボランティア活動保険料は、借受団体の負担となります。
- ◆貸出台数 1団体当たり1台

- ◆申込書類 小型除雪機貸出申込書（様式第1号）、使用予定者名簿、使用場所の地図
 - ◆申込方法 申込書を下記の【お申し込み先】まで、持参・郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法により提出してください。
 - ◆受付期間 令和6年9月2日（月）から令和6年9月30日（月）まで
 - ◆貸出条件
 - ・市道で行う地域の除雪活動を基本として使用すること。
 - ・使用者は市が指定する「ボランティア活動保険」（1名当たり300円から）へ加入すること。
 - ただし、町内会などの地域活動団体で、「札幌市地域活動保険」に該当する場合はこの限りではない。
 - 「札幌市地域活動保険」の詳細については、公式ホームページをご確認ください、ご不明点については、札幌市市民自治推進課（TEL：011-211-2253）にお問い合わせください。
 - https://www.city.sapporo.jp/shimin/shinko/chounaikai/hint/tiikikatudouhoken_top.html
 - ・貸出終了後に実績報告書（様式第3号）及びアンケートを提出すること。
 - ・市の除雪作業の支障とならないように地域の除雪作業を行うこと。
 - ・使用方法などについて、条件が付いた場合には遵守すること。
 - ・小型除雪機貸出実施要領を遵守すること。
- ※使用場所の条件等を確認した結果によっては、貸出しできない場合があります。

- ◆貸出団体
 - ・申込多数の場合は、以下の方法(4段階)で貸出する40団体を決定します。
 - (1) 初めてお申し込みいただいた団体を優先して決定します。
 - (2) 福祉除雪の地域協力員に登録している団体若しくは、使用予定者に個人で地域協力員に登録している者がいる団体を優先して決定します。
 - (3) 市内全域で取組を推進するため、各区で1団体はご利用いただけるよう抽選を行い貸出団体を決定します。
 - (4) (1)(2)(3)で決定した団体を除く全ての団体を対象に抽選を行い貸出団体を決定します。
 - ・貸出しの可否は、10月中旬までに郵送等でお知らせします。

- ◆その他
 - ・作業による事故については借受者の責任とし、安全に十分注意して作業を行ってください。
 - ・小型除雪機を転貸しないでください。
※団体に所属している福祉除雪協力員への転貸は可能です。
 - ・小型除雪機を営利目的に使用しないでください。
 - ・小型除雪機は宅地内に保管し、盗難等にご注意ください。
 - ・小型除雪機を損傷し、又は滅失したときは、原状に回復し、又はその損害を賠償していただきます。
 - ・貸出期間中に小型除雪機が故障した場合、責任の有無に関わらず修理中に貸出しできる代替機はありません。
 - ・貸出終了後は、燃料を補充した状態で返却してください。
 - ・貸出団体からの希望に応じて、小型除雪機の使い方の講習会を実施いたします。（詳細は貸出決定に併せてお知らせいたします。）



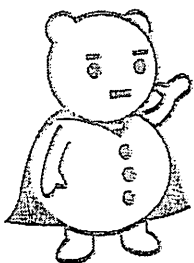
札幌市市民自治推進課
 札幌市中央区南一条西2丁目（南役所本庁舎8階）
 TEL 211-2682 FAX 211-875141
<https://www.city.sapporo.jp>

SAPP
RO



さっぽろ市
02-503-24-1749
R6-2-1203

- ◆ 申込書類 小型除雪機貸出申込書（様式第1号）、使用予定者名簿、使用場所の地図
- ◆ 申込方法 申込書を下記の【お申し込み先】まで、持参・郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法により提出してください。
- ◆ 受付期間 令和6年9月2日（月）から令和6年9月30日（月）まで
- ◆ 貸出条件
 - ・市道で行う地域の除雪活動を基本として使用すること。
 - ・使用者は市が指定する「ボランティア活動保険」（1名当たり300円から）へ加入すること。
ただし、町内会などの地域活動団体で、「札幌市地域活動保険」に該当する場合はこの限りではない。
「札幌市地域活動保険」の詳細については、公式ホームページをご確認ください、ご不明点については、札幌市市民自治推進課（TEL：011-211-2253）にお問い合わせください。
https://www.city.sapporo.jp/shimin/shinko/chounaikai/hint/tiikikatudouhoken_top.html
 - ・貸出終了後に実績報告書（様式第3号）及びアンケートを提出すること。
 - ・市の除雪作業の支障とならないように地域の除雪作業を行うこと。
 - ・使用方法などについて、条件が付いた場合には遵守すること。
 - ・小型除雪機貸出実施要領を遵守すること。
 ※使用場所の条件等を確認した結果によっては、貸出しできない場合があります。
- ◆ 貸出団体
 - ・申込多数の場合は、以下の方法(4段階)で貸出する40団体を決定します。
 - (1) 初めてお申し込みいただいた団体を優先して決定します。
 - (2) 福祉除雪の地域協力員に登録している団体若しくは、使用予定者に個人で地域協力員に登録している者がいる団体を優先して決定します。
 - (3) 市内全域で取組を推進するため、各区で1団体はご利用いただけるよう抽選を行い貸出団体を決定します。
 - (4) (1)(2)(3)で決定した団体を除く全ての団体を対象に抽選を行い貸出団体を決定します。
 - ・貸出しの可否は、10月中旬までに郵送等でお知らせします。
- ◆ その他
 - ・作業による事故については借受者の責任とし、安全に十分注意して作業を行ってください。
 - ・小型除雪機を転貸しないでください。
※団体に所属している福祉除雪協力員への転貸は可能です。
 - ・小型除雪機を営利目的に使用しないでください。
 - ・小型除雪機は宅地内に保管し、盗難等にご注意ください。
 - ・小型除雪機を損傷し、又は滅失したときは、原状に回復し、又はその損害を賠償していただきます。
 - ・貸出期間中に小型除雪機が故障した場合、責任の有無に関わらず修理中に貸出しできる代替機はありません。
 - ・貸出終了後は、燃料を補充した状態で返却してください。
 - ・貸出団体からの希望に応じて、小型除雪機の使い方の講習会を実施いたします。（詳細は貸出決定に併せてお知らせいたします。）



札幌市市民自治推進課
 札幌市東区南一条西2丁目（南一条駅前ビル3階）
 TEL 211-2253 FAX 211-2254
www.city.sapporo.jp

SAPP
RO

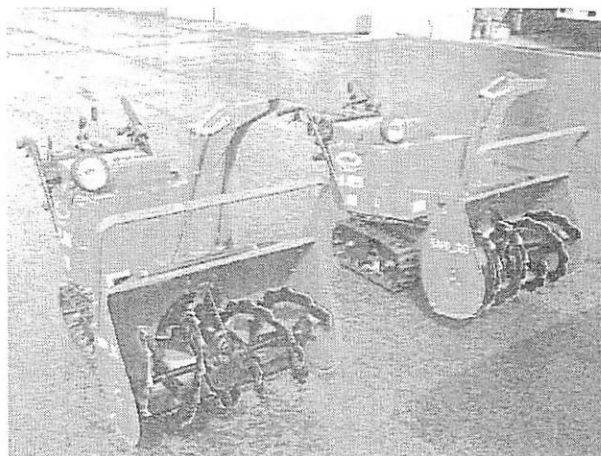


地域で除雪活動を行う皆さまへ

小型除雪機お貸しします

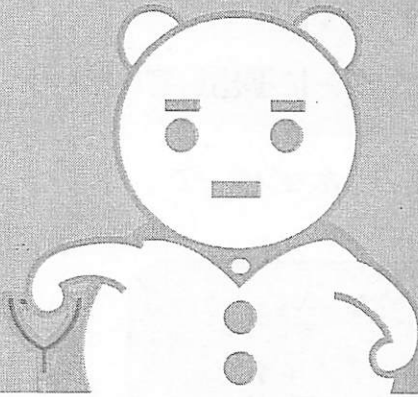


札幌市では、地域の除雪活動の支援として、除雪活動に使用する小型除雪機の貸出しを行います。



- ◆貸出機械 ハンドガイド型小型除雪機（10馬力程度）
※機種の選択はできません。
- ◆使用例 ・雪山で狭くなった生活道路の幅を広げる作業
・市が除雪対象としていない生活道路（車道又は歩道）の除雪
・高齢者や障がい者宅周りの除雪（福祉除雪を含む）
・消火栓やゴミステーション周りの除雪
- ◆貸出対象 ・町内会
・除雪ボランティアを行う団体（NPO・ボランティア団体・地域組織・企業等）
※個人への貸出しは行っておりません。
※「令和6年度除雪機械購入補助制度」との重複利用はできません。
- ◆実施期間（貸出期間） 令和6年12月上旬から令和7年3月中旬まで
※除雪機の配送日及び回収日は別途調整させていただきます。
- ◆貸出件数 40件
- ◆貸出費用 無償
※燃料等の消耗品に係る費用及びボランティア活動保険料は、借受団体の負担となります。
- ◆貸出台数 1団体当たり1台

地域で除雪ボランティア活動をされる皆様へ



除雪用具 お貸しします

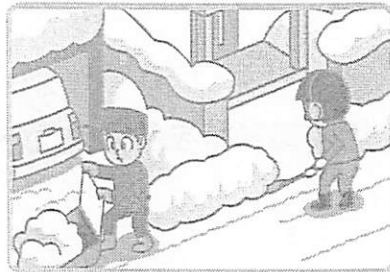
札幌市では、市民・学校・企業等と行政との協働による除排雪を推進し、地域で行う除雪ボランティア活動の支援として、活動に使用する除雪用具の貸出を行っています。

■貸出の対象となる除雪ボランティア活動

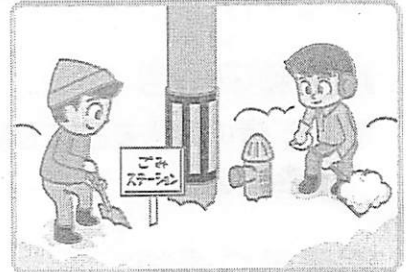
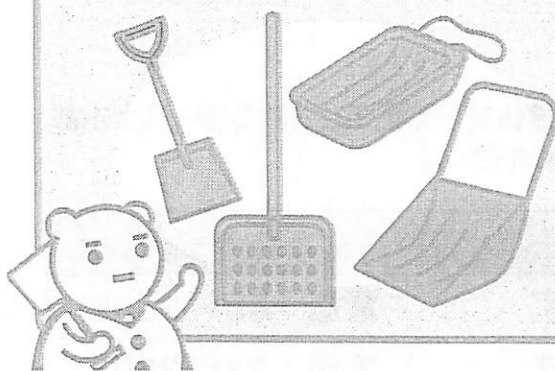
道路およびその周辺において、地域の方々のために行う除雪ボランティア活動（以下のような活動）が対象となります。



道路の除雪



個人宅の間口除雪

消火栓やごみステーション
周辺の除雪

除雪ボランティア活動に使用する
用具（スコップ、スノーダンプ、そり等）を
お貸しします

（活動内容や用具の種類によってはお貸しできない場合があります。）

- 貸出の対象となる方 札幌市内の町内会、学校、企業、NPOなどの団体（※1）
（個人の方は対象ではありません）
- 貸出の期間 貸出の日から1年間（更新可・初回は翌年度の5月末日まで）（※2）
- 貸出料 無償（※3）

（※1）他の制度（福祉除雪等）で使用される場合、その他条件によっては貸出の対象とならないことがあります。
団体の代表者は成人に限ります。

（※2）毎年、再申請により用具借用の期間を更新することができます。また、用具の使用状況によっては、貸出期間中であっても貸出を取り消させていただく場合があります。

（※3）用具を破損または紛失した場合、これに係る損害を補償していただくことがあります。

■お申込み方法

- 用具の借用を希望される方は、借用申請書を各区の土木センターに提出していただきます。

(申請書の様式は、札幌市雪対策室(札幌市役所本庁舎8階)、各区の土木センターで配布しています。)

用具の借用にあたっては、次のことを決めていただきます。

- ・活動の内容、活動人数および回数(予定数)
- ・用具の種類および数量
- ・借用の期間
- ・用具を保管する場所
- ・連絡担当者(氏名)

■決定の通知、および用具の貸出

- 申請いただいた内容を審査の上、承認または不承認の決定通知書をお渡しします。
- 貸出の承認後、用具をお貸しします。

■活動の報告

- 翌年度の5月末日までに、活動報告書を各区の土木センターに提出していただきます。

■用具の返却

- 用具が不要になりましたら返却してください。

(用具の借用期間(1年間)を更新して引き続き借用を希望される場合は、活動報告書とともに借用申請書の再提出が必要となります。)

お問い合わせ先

お申込みや内容等については、お住まいの区の土木センター(土木部維持管理課)までお問い合わせください。

各区土木センター(土木部維持管理課)			
中央区	電話：614-5800	豊平区	電話：851-1681
北区	電話：771-4211	清田区	電話：888-2800
東区	電話：781-3521	南区	電話：581-3811
白石区	電話：864-8125	西区	電話：667-3201
厚別区	電話：897-3800	手稲区	電話：681-4011

■お申込み方法

- 用具の借用を希望される方は、借用申請書を各区の土木センターに提出していただきます。

(申請書の様式は、札幌市雪対策室(札幌市役所本庁舎8階)、各区の土木センターで配布しています。)

用具の借用にあたっては、次のことを決めていただきます。

- ・活動の内容、活動人数および回数(予定数)
- ・用具の種類および数量
- ・借用の期間
- ・用具を保管する場所
- ・連絡担当者(氏名)

■決定の通知、および用具の貸出

- 申請いただいた内容を審査の上、承認または不承認の決定通知書をお渡しします。
- 貸出の承認後、用具をお貸しします。

■活動の報告

- 翌年度の5月末日までに、活動報告書を各区の土木センターに提出していただきます。

■用具の返却

- 用具が不要になりましたら返却してください。

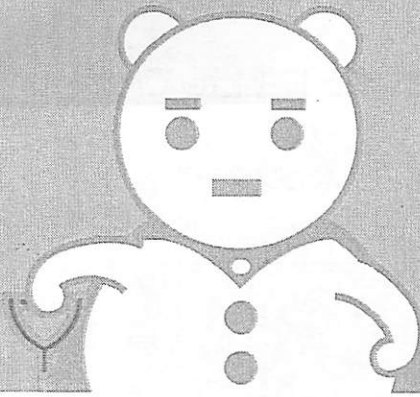
(用具の借用期間(1年間)を更新して引き続き借用を希望される場合は、活動報告書とともに借用申請書の再提出が必要となります。)

お問い合わせ先

お申込みや内容等については、お住まいの区の土木センター(土木部維持管理課)までお問い合わせください。

各区土木センター(土木部維持管理課)			
中央区	電話：614-5800	豊平区	電話：851-1681
北区	電話：771-4211	清田区	電話：888-2800
東区	電話：781-3521	南区	電話：581-3811
白石区	電話：864-8125	西区	電話：667-3201
厚別区	電話：897-3800	手稲区	電話：681-4011

地域で除雪ボランティア活動をされる皆様へ



除雪用具 お貸しします

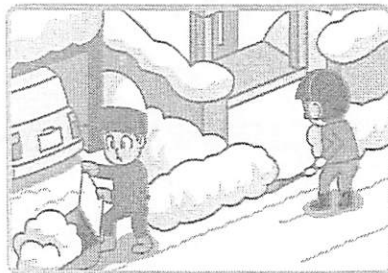
札幌市では、市民・学校・企業等と行政との協働による除排雪を推進し、地域で行う除雪ボランティア活動の支援として、活動に使用する除雪用具の貸出を行っています。

■貸出の対象となる除雪ボランティア活動

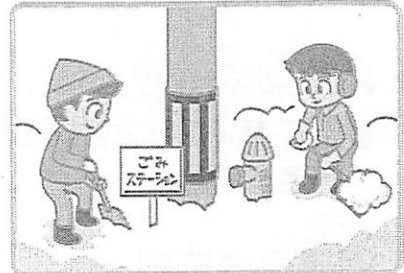
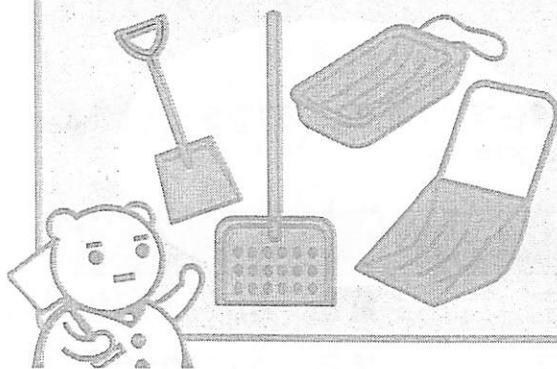
道路およびその周辺において、地域の方々のために行う除雪ボランティア活動（以下のような活動）が対象となります。



道路の除雪



個人宅の間口除雪

消火栓やごみステーション
周辺の除雪

除雪ボランティア活動に使用する
用具（スコップ、スノーダンプ、そり等）を
お貸しします

（活動内容や用具の種類によってはお貸しできない場合があります。）

- 貸出の対象となる方 札幌市内の町内会、学校、企業、NPOなどの団体（※1）
（個人の方は対象ではありません）
- 貸出の期間 貸出の日から1年間（更新可・初回は翌年度の5月末日まで）（※2）
- 貸出料 無償（※3）

（※1）他の制度（福祉除雪等）で使用される場合、その他条件によっては貸出の対象とならないことがあります。
団体の代表者は成人に限ります。

（※2）毎年、再申請により用具借用の期間を更新することができます。また、用具の使用状況によっては、貸出期間中であっても貸出を取り消させていただく場合があります。

（※3）用具を破損または紛失した場合、これに係る損害を補償していただくことがあります。

(2) 賃貸マンション入居者の町内会加入促進支援について

- 市条例に管理組合や管理会社への町内会加入等の強制力を発揮するような方法も考えて欲しい。町内会も住民交流の促進を考えて行きたいと思います。
- 近年新物件については加入率がよくなっているが従来の賃貸マンションについては町内会だけでは対処できない。加入促進には市が所有者及び管理会社等に働きかけて欲しい。
- 町内会加入をお願いしても断られたら後頼みづらいです。
マンションに札幌市、白石区、町内会で必要なことを知らせる時、掲示板が少ないところがあります。不便で壁には貼りづらいです。町内会掲示板を出来たらお願いしたいです。

(3) 町内会活動のなり手不足について

- 町内会への若者の協力が少なく、将来の活動が心配。夏まつりも若い人達のりボランティアやアルバイトを使って何とか開催している。金銭的な支援をお願いしたい。
- 町内会としては分譲マンションへの働きかけをしているが中々難しく市の方からできないものか。
- 昨年12月の意見交換会から1年経ったが退職職員の研修での町内会かにゆうについての反応は。
- 8月24日(土)の道新によると、本年度市が町内会と若者を結ぶマッチング事業を試行的に実施するとあるがどのようになったか。
- 高齢化が進み、共働きが多いです。
町内会活動には、理解していると思います。いろいろな行事に参加してもらい焦らず声をかけたいと思います。

(4) 新たに追加すべきテーマ、課題について

- 災害時の避難経路の安全確保をお願いしたい。電柱の撤去、倒壊の危険がある家屋への補強等、我々が取り組むべき問題は多数存在していると思う。

「町内会で抱える課題に関する意見交換会」テーマについて
意見交換会の進め方(案)

1 「しろいしアクション2024」

白石区では魅力あるまちづくりに向け「しろいしアクション2024」を定め取り組みを進めているが運営方針に基づく取り組み状況について説明を求める。

参考 「しろいしアクション2024」

【目標1 安全・安心で快適に暮らせるまち】

運営方針1 安心して暮らせるまち～子どもや親の防犯意識の向上、子育て支援の充実、地域防犯の強化、地域福祉の向上

運営方針2 快適で憩いのあるまち～健康づくりの推進、環境にやさしいまちづくり、快適な冬期環境の実現

【目標2 地域のチカラ、魅力の向上】

運営方針1 元気で活力のあるまち～札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例に基づく支援、若い世代のまちづくり参加、多様な主体と連携したまちづくり

運営方針2 魅力を創造するまち～魅力を創造するまち

【目標3 区民のための区役所】

2 地域における諸課題

提出のあった諸課題をもとに意見交換を行う。

提出のあった諸課題(9月5日現在～原文のまま)

(1) 除排雪の改善について

- ・ パートナーシップに重点が置かれるも除排雪が歩道まで徹底されていず、通勤、通学の住民が大変苦労されている。市の予算を増やし、安心、安全に生活できる様をお願いしたい。
- ・ 近年の人手不足及びトラック等の燃料高騰など来年度以降パートナー除雪を今年の金額で維持できるのか。
- ・ 近年異常気象で雪が少ないとき、除雪制度を頼むか悩みます。大雪の時はこの制度は助かりますが。燃料、機械経費、人件費、日程調整や作業の準備色々大変だと思います。今は、パートナーシップ制度でいいと思います。何を改善するか今は思いつかないです。